

「吹田市役所本庁舎ESCO事業」に係る質問書回答

		質問	回答
1	提案募集要項 P.14	<p>7 (5) イ (ア)</p> <p>「現状の維持管理費等（市庁舎ガス吸収式冷温水機保守点検業務費、市庁舎一般系統用及び市庁舎議場等系統用ヒートポンプチラー保守点検業務費並びに市庁舎ガス吸収式冷温水機ばい煙濃度測定業務費） 4.5 百万円（消費税及び地方消費税 10 % 込み）を付加すること」</p> <p>とありますが、4.5 百万円は年額と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>4.5百万円は、年額です。</p>
2	提案募集要項 P.2	<p>2(3)ク 事業内容について</p> <p>「光熱水費削減額が削減保証額未達となった場合は、協議の上、必要に応じて、事業者の負担により、包括的エネルギー管理計画書で定めた数値を満足するまで追加の措置（ハード及びソフトの改良や改善等）を講じることとします。」とありますが、実施追加措置の内容、達成確認の時期、確認方法等は事業者と協議の上決定するという理解でよろしいでしょうか。なお、省エネ未達の理由が事業者責の場合以外の場合は、貴市負担との理解でよろしいでしょうか。また、追加措置の負担上限額を設けさせて頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>実施追加措置の内容、達成確認の時期、確認方法等の件及び省エネ未達の理由が事業者責の場合以外の場合の件は、ご認識のとおりです。また、事業者の責の場合は、追加措置の負担に上限額は設けません。</p>
3	提案募集要項 P.2	<p>2(3)ク 事業内容について</p> <p>「ESCO サービス開始後4 年目以降に計測・検証業務が必要な場合は、事業者の負担で行うこととします。」とありますが、4 年目に3 か年合計で達成（例：1 年目、3 年目、4 年目が達成）すれば、計測・検証を終了することは可能でしょうか。あくまでも3 か年連続で達成（例：2 年目～4 年目が達成）することが終了の条件でしょうか。</p>	<p>計測・検証業務は、3か年連続達成が終了の条件です。</p>
4	提案募集要項 P.9	<p>5(2)カ 現場ウォークスルー調査について</p> <p>現場ウォークスルー調査の日程が、議場及び関係諸室以外：令和2 年9 月24 日（木）～9 月30 日（水） 議場及び関係諸室：令和2 年10 月6 日（火）～10 月7 日（水）</p> <p>とありますが、日数は何日間まで調査可能でしょうか。また、参加人数の制限はありますでしょうか。</p>	<p>議場及び関係諸室以外については、令和2年9月24日（木）～9月30日（水）の期間で、各社1日間の予定です。また、議場及び関係諸室については、令和2年10月6日（火）～10月7日（水）の期間で、各社半日又は1日間の予定です。</p> <p>参加人数については、現時点で制限しない予定ですが、新型コロナウイルス感染対策として、必要最小限の人数での参加をお願いします。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、参加人数を制限する可能性があります。</p>

		質問	回答
5	提案募集要項 P.18	表 予想されるリスクと責任分担 共通 税制度の変更について 「消費税及び地方消費税の変更以外の税に関するもの」は事業者の負担となっていますが、将来新たな間接税等が新設される場合には貴市での負担が適切であることも想定されます。その場合、貴市負担となるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘のような現状で想定していない状況が生じた際は、協議により決定するものとします。
6	提案募集要項 P.18	表 予想されるリスクと責任分担 計画・設計段階、建設段階 不可抗力について 貴市と事業者との責任分担の基本的な考え方は、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うこととなっていますが、「表 予想されるリスクと責任分担」においては不可抗力による負担は、「計画・設計段階」「建設段階」の段階において貴市と事業者の両方に「○」が記載されています。この場合の事業者の負担とは、経済産業省資源エネルギー庁より公表されている雛形に準じ、限定的な負担（1/100 を事業者が負担）であるという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の事業者の負担割合については、その時々状況に応じて協議により決定するものとします。
7	提案募集要項 P.18	表 予想されるリスクと責任分担 計画・設計段階 資金調達について 計画・設計段階における資金調達が両方に「○」と記載されていますが、事業者が負担する資金とは何を想定されていますでしょうか。本事業はギャランティードESCO のため必要な資金は貴市で確保されるという理解です。	ご認識のとおりですが、本事業を進める上で一時的な資金立て替え等が必要となった場合を想定しています。
8	提案募集要項 P.18～P.19	表 予想されるリスクと責任分担 建設段階、維持管理関連 第三者賠償について 第三者賠償について、建設段階は事業者にのみ「○」、維持管理関連は両方に「○」と記載されていますが、どちらも事業者の責による場合のみ事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

		質問	回答
9	提案募集 要項 P.19	表 予想されるリスクと責任分担 維持管理関連 公共施設損傷について 維持管理関連における公共施設損傷について、 「ESCO 設備に起因する本市の施設・設備の損傷」は事業者負担とありますが、事業者の責による場合にのみ事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。